

# 農業者の皆さんへ

農業経営への影響を緩和するため

**肥料価格値上げ分の8割(国7割+県1割)※**  
を補助します

※県の補助については予算に上限があるため、8割を下回ることがあります。

## 対象となる肥料

今回(春肥)は、**令和4年11月1日～令和5年5月31日**  
に注文・購入した**肥料**※が対象です！

※肥料の品質の確保等に関する法律で登録された肥料が対象となります。

## 対象者

化学肥料の使用量を減らす取組を2つ以上行う農業者

## 申請期間

令和5年**6月20日(火)～7月21日(金)**

※農協・肥料店によっては、別途期間を設定している場合もありますので、ご注意ください。

## 申請方法

肥料を買った農協や肥料店などにお問い合わせください

<申請までに①～③を準備してください>

- ① **注文票** (令和4年11月1日～令和5年5月31日に注文したことを証明でき、肥料名、数量、金額が記載されているもの)
- ② **領収書** (まだもらっていない場合は請求書で問題ありません。肥料名、数量、購入金額が記載されているものとなります。)
- ③ **化学肥料の使用量を減らす取組を15のメニューの中から選ぶ**  
(メニューの内容は化学肥料低減計画書を御参照ください)

■ 最新情報・詳細は群馬県ホームページでご確認ください ■



←QRコードの読み取り方

- ① まず、スマホのカメラを立ち上げる
- ② スマホの画面にQRコードを映す
- ③ 画面に表示された文字をポンと指先で軽くたたく
- ④ 県ホームページが見られる

※QRコード(R)は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です

## お問い合わせ先

群馬県農政部技術支援課(県協議会事務局)

TEL: 027-226-3038 E-mail: shokubou7@pref.gunma.lg.jp

エル

